

海外デスク紹介



シンガポール /シンガポールデスク



シンガポールデスク（道中・伊藤）

シンガポールオフィスは、中心街マリーナ湾近くのプロムナード駅から直結の Suntec Tower という商業・オフィスビル内に入居しております。

現在、公認会計士資格を保有する駐在員2名を含む日本人スタッフ3名と、シンガポール公認会計士・税理士等の専門資格を保有するシンガポール人2名を含むシンガポール人スタッフ9名、合計12名の陣容で、会計・税務・会社設立・労務関連の専門サポートをさせていただきます。

日系企業によるシンガポール進出やM&Aは継続しており、シンガポールデスクへの問い合わせも発生しています。

Point!!



浜松市海外サポートデスクには日本人の専門家が常駐しておりますので、日本語でのお問い合わせ・ご相談が可能です。
現地の最新の情報や、お困りごと等があればお気軽にご相談ください。

シンガポール進出形態の選択肢について

シンガポールでは、現地法人の設立が他国と比較し比較的容易であり、税制メリットも享受できるという理由から、現地法人による進出が多くなっています。

	長所	短所	その他
駐在員事務所 RO(Representative Office)	<ul style="list-style-type: none"> ・申告・納税手続きは不要。 ・決算情報の公開はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場調査や情報収集などの非営利活動に限定され、売上が発生する営業活動(利益獲得活動)は認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐在員事務所の設立を申請する会社は、以下の要件を満たす必要がある。 (1) 売上高が25万米ドル超 (2) 会社設立後3年以上が経過 (3) 駐在員事務所のスタッフは5人未満 ・駐在員事務所は毎年更新の必要があり、最高で3年間の事務所存続が認められている。
支店 Branch	<ul style="list-style-type: none"> ・損失が出た場合は日本の本社と相殺可能。 ・同一社内であるため、資金移動が簡単。 ・撤退が容易。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本社に法的責任が及ぶ。 ・親会社所在国の法人税率がシンガポールより高い場合、低税率の恩恵が受けられず不利益になる。 ・設立時には、親会社の登記簿謄本などの資料を英文で提出する必要がある。 ・本社決算書(英訳)の公表が必要。 ・決算期は日本の本社に合わせる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支店の行為に法的責任をもつシンガポール居住の代表者が必要。 ・原則、外部監査人の会計監査が必要。 ・申告、納税が必要。
法人 Incorporation	<ul style="list-style-type: none"> ・本社に法的責任が及ばない。 ・シンガポールの法人税が適用されるため、低税率の恩恵を受けることが可能。 ・会計年度や決算期は任意で設定・変更可能。(初年度は設立から最大18か月後まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・損失を日本の本社と相殺不可。 ・資金を移動する際には、配当や貸付金などの名目が必要。 ・撤退・清算に時間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール居住の取締役が必要。 ・原則、外部監査人の会計監査が必要。 ・申告、納税が必要。

Point!!



シンガポールオフィスでは、現地の日本人専門家による会社設立手続きのサポートをはじめ、シンガポール進出に関する様々なサポートを行っております。